

事務連絡
平成30年12月26日

各 { 都道府県知事
市長
特別区区长 } 殿

各厚生労働大臣認可 { 水道事業者
水道用水供給事業者 } 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

水道法施行規則の一部を改正する省令について（情報提供）

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第45号）の施行については、別途大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知（平成30年生食発1226第6号）により通知されたところですが、条例に布設工事監督者の資格を定めている事業者においては、条例を改正する必要が生ずることが考えられるため、遺漏なきよう、適切に対応をいただきますよう、お願いいたします。

【参考】技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う水道法施行規則の一部改正

改正後	改正前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第九条 令第四条第一項第六号の規定により同項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、一年(簡易水道の場合は、六箇月)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第九条 令第四条第一項第六号の規定により同項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。)であつて、一年(簡易水道の場合は、六箇月)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行前に行われた技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、この省令による改正後の水道法施行規則第九条第三号の適用については、同法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。